

退職給与引当金繰入等	2,356
II. ものにかかるコスト	56,167
物件費	184
維持修繕費	—
減価償却費	16,275
委託費 ※	39,708
III. 移転的なコスト	—
IV. その他	47,472
公債費（利子分のみ）	47,472
A. 行政コスト 計（I～IV）（A）	121,267
収入項目（使用料・手数料等）	14,039
B. 収入 計	14,039
純行政コスト（A-B）	107,228

※ 委託費のうち、人件費は22,475千円である。

行政コスト計算書によると、平成12年度の県の利用者1人当たり負担額は、純行政コスト107,228千円を利用人数3,474人で除して、約3万1千円と計算される。これは、収支計算による負担額の約6千円（前述「収支状況」を参照）と比較すると、1人当たり約5倍の負担額となっている。

10. 秋田県老人福祉総合エリア（中央エリア・南部エリア・北部エリア）

1. 当初計画との乖離について

（1）南部エリア

昭和60年2月に制定された「老人福祉総合エリア建設基本計画」（以下、「基本計画」という。）によると、「世話ハウス（託老）」（現 在宅介護センター）、「健康増進センター（医療・リハビリ）」（現 診療・リハビリセンター）、「コミュニティセンター」は、エリアの中でも中核施設として位置付けられ、「在宅福祉サービスセンター」として施設と家庭とを結びつける中間施設としての役割を担うものとされた。すなわち、エリア内でのサービス提供に止まらず、地域老人が短期滞在のため、或いは相談または診療サービスを受けるために、一方、ボランティア活動のために、というエリアへの外部の人の「流入」と、また、「給食及び入浴サービス」の提供、地域巡回サービス等、エリアから地域へのサービス「提供」という双方向の動きのあ

る地域ネットワークが目指されていたことが伺える。

施設の機能や利用人数の当初計画及び予想は、この「基本計画」に記述されているが、施設完成後の運営に係る中・長期収支計画は保存されていない。

南部エリアは、開設以降約10年を経過し、この間、介護保険制度の導入をはじめとする社会的な変化が見られたが、今般、当初計画されていた施設機能及び予想利用人数と現実との乖離について調査した。

① 世話ハウス（現 在宅介護センター）

基本計画によると、世話ハウスにおいては、

- a. 在宅ケアの中核部門として、ショートステイ、デイ・サービス、介護技術訓練を行う
- b. ボランティア、ホームヘルパー等の活動の拠点とする
- c. 圏域内の在宅老人に対して必要な給食サービス・入浴サービスのデリバリー（宅配）サービスを行う

予定であった。

しかし、実際には、世話ハウスは当初からショートステイの機能は持たず、デイケアのみを行っている。また、ホームヘルパー養成講座、福祉セミナーは、各年1回程度開催されているが、特に地域ボランティアの活動拠点となっているという事実はない。また、在宅老人への給食及び入浴の宅配サービスは当初より行われていない。

② 健康増進センター（現 診療・リハビリセンター）

当初は、毎日100名に対して健康指導、検診及び治療を行うことが想定されていたが、現実には、1日平均33名の利用となっている。また、当初予定されていたエリアを拠点とする地域巡回サービスは実施されていない。

かつては常勤の医師がいたが、平成6年から非常勤嘱託医に変更された。

③ コミュニティセンター

当初は、老人相談を行うことになっていたが、相談を受けた実績は平成12年度で2～3回程度であり、平成13年度よりこの機能は廃止された。

大浴場については、1日150名の利用が予定されていたが、平成12年度実績においては、1営業日当たり平均58名の利用にとどまっている。

食堂については、1日延べ120人（40席×3回転）の利用が見込まれていたが、平成12年度の利用は27,336人（1日当たり87人）であった。

④ 居住施設

養護老人ホーム、経費老人ホーム及び老人専用マンションは、計画どおりの室数が建設され、現在ほぼ満室である。

⑤ 関連施設

生きがい生産施設（生きがい創作館及び生きがい農園）は、計画では1日当たり100名が参加することを見込んでいたが、平成12年度の生きがい創作館参加者数は、3,765（営業日1日当たり12）人であり、一方、生きがい農園については、高齢化のため入居者の利用はほとんどなかった。

屋内プールは、毎日250名の入場を想定していたが、平成12年度の利用人数は、19,753

(1日当たり63)人であった。

また、当初「老人と子どもとの交流を図り、助け合いや思いやりの心を育てる」ことを目的とする幼稚園(定員100名)を開設することが計画されていたが、園児を確保することが困難であることから「子どもと老人のふれあいセンター」へと変更された。この施設は、老人と子どもとのふれあい事業やふれあいに関する企画が実施される時以外は、老人が訪れることはほとんどなく、日常的には幼児の屋内遊び場となっている。

⑥ サブライセンター

食事(毎日420食×3回=1,260食)の提供、ランドリー300名の利用が予定されていたが、昼食は160食程度、朝晩を入れても毎日400食程度の提供に止まっているとのことであった。また、ランドリーについては、そのような大規模な施設は当初より建設されず、各棟に設備が設けられている。

以上のように、南部エリアでは居住施設を除き、現実の機能及び利用者数は当初予想されていたものからは大幅に縮小している。

(2) その他のエリア

中央エリアは平成9年度に1期工事が竣工し、引き続いて医療機関、老人マンション等が建設される予定であった。しかし、民間の病院が近隣に建設されたことを契機に2期工事は中断している。医療機関及び老人保健施設は秋田市内では供給量が多いため、計画を見直す動きもあり、建設着工の目途は立っていない。

北部エリアも同様、2期工事として医療施設と老人マンションが計画されていたが、中断している。

「監査結果」に記載したように、県は、中核施設、居住施設、その他関連施設等から構成される福祉総合エリアのうち、南部エリア以外は居住施設を有しておらず、もっぱら施設と家庭とを結びつける中間施設、世代間交流の場となるインフラ施設としてのコミュニティセンターの運営に携わっている。

参考のため、以下にコミュニティセンターの主な施設の稼働率を掲げる。

エリア	年度	宿 泊		会 議 室	
		稼働率	稼働人数	稼働率	稼働時間
北部 エ リ ア	H12	30%	1,499人/(4室×308日×4名)	2%	272時間/(8時間×308日×4室)
	H11	28%	912人/(4室×205日×4名)	5%	304時間/(8時間×205日×4室)
中央 エ リ ア	H12	40%	3,707/(6室×308日×5名)	22%	2,191時間/(8時間×308日×4室)
	H11	41%	3,812/(6室×309日×5名)	24%	2,392時間/(8時間×309日×4室)

南部エリア	H12	35%	1,419人/{(2室×4人+1室×5人)×314日}	3%	208時間/(8時間×314日×3室)
	H11	36%	1464人/{(2室×4人+1室×5人)×309日}	7%	513時間/(8時間×309日×3室)

会議室の利用時間は、無償使用・自主事業を含む。

このように、県が運営するコミュニティセンター等の施設の稼働率がかなり低いのに比べて、介護施設等はほぼ満員で、待機者が多くなっているのが現状である。

なお、参考として、県内にある特別養護老人ホーム等居住施設の定員及び現員を以下に掲げる。

【参考】入所施設の定員及び現員

施設種類	施設名	事業主体	定員	現員	地区別							
					北秋田	山本	秋田	由利	仙北	平鹿	雄勝	県外
養護	和光園	(社福)	80	80	79					1		
養護	成章園	大館市	80	80	80							
養護	阿仁町養護老人ホーム	阿仁町	50	50	50							
養護	松籟荘	能代市	70	70	9	60					1	
養護	やまもと	(組合)	50	50	3	44	2				1	
養護	秋田聖徳会養護老人ホーム	(社福)	100	100	1		97	1	1			
養護	松寿会養護老人ホーム松寿園	(社福)	50	50			44	2		4		
養護	松寿会養護老人ホーム松峰園	(社福)	55	55	2		32	8	8	3	1	1
養護	森山荘	五城目町	50	50			47	1	2			
養護	寿荘	(広域圏組)	100	100			1	95	3			1
養護	樹園	(社福)	50	49	1		45		3			
養護	角館寿楽荘	角館町	80	80			1		77	2		
養護	映月荘	(社福)	50	52					18	34		
養護	ひらか荘	(広域圏組)	50	50					4	43	3	
養護	南部エリア養護老人ホーム	秋田県	50	50			2		8	36	4	
養護	愛宕荘	(広域圏組)	100	94					1	11	82	
	養 護 計		1,065	1,060	225	104	271	107	126	135	90	2
特養	東恵園	(社福)	85	85	85							
特養	ケアホームおおゆ	(社福)	50	50	50							
特養	サンホーム大石平	(社福)	50	50	50							
特養	水交苑	(社福)	80	80	79	1						
特養	神山荘	(社福)	50	50	50							
特養	つくし苑	大館市	100	100	100							
特養	青山荘	(社福)	107	107	104	3						
特養	扇寿苑	(社福)	50	50	50							
特養	森泉荘	森吉町	50	50	50							
特養	山水荘	(社福)	50	50	50							
特養	長慶荘	(社福)	50	50	50							
特養	永楽苑	(社福)	50	50	50							
特養	杉風荘	(広域圏組)	86	86	86							
特養	海潮園	(広域圏組)	100	100		100						

特養	長寿園	(広域圏組)	60	60		60				
特養	希望苑	(社福)	50	50		50				
特養	よねしろ	(社福)	50	50		50				
特養	藤里	(社福)	50	50		50				
特養	美幸苑	(社福)	50	50		50				
特養	松波苑	(社福)	50	50		50				
特養	高清水寿光園	(社福)	110	110	1	105	2	1		1
特養	海松園	(社福)	54	54		52	2			
特養	大平荘	(社福)	60	60		56		4		
特養	松湧園	(社福)	80	80		75	3	1	1	
特養	光峰苑	(社福)	90	90	1	5	81	1	2	
特養	幸楽園	(社福)	60	60		1	56		1	1
特養	金寿園	(社福)	50	50	4		45	1		
特養	南寿園	(社福)	50	50			50			
特養	やすらぎホームけやき	(社福)	100	99			99			
特養	新成園	(社福)	50	49			49			
特養	寿恵園	(社福)	80	80		1	79			
特養	借生園	(社福)	50	50		1	48	1		
特養	広青苑	(社福)	50	50			50			
特養	昭寿苑	(社福)	50	50		2	47		1	
特養	うたせ苑	(社福)	50	50			50			
特養	わかば園	(社福)	50	50			50			
特養	松恵苑	(社福)	50	50			49		1	
特養	和幸苑	(社福)	50	50			50			
特養	河辺荘	(社福)	50	50			49		1	
特養	花の家	雄和町	50	49			49			
特養	萬生苑	(社福)	60	60				57		2
特養	楽しいわが家	(社福)	50	50				50		
特養	浩寿苑	(社福)	50	50				50		
特養	蕉風苑	(社福)	50	50				50		
特養	広洋苑	(広域圏組)	106	106		1	104		1	
特養	白百合苑	由利町	50	50				50		
特養	東光苑	東由利町	50	50				50		
特養	鳥寿苑	鳥海町	50	50				50		
特養	おおうち	(社福)	50	50				50		
特養	欣寿苑	(社福)	110	110					108	
特養	サン・サルビア	(社福)	50	50					50	
特養	町立かくのだて桜苑	角館町	50	50					50	
特養	ロトピア緑泉	(社福)	50	50					50	
特養	愛幸園	(事務組)	50	50					50	
特養	桜寿苑	中仙町	50	50					50	
特養	清眺苑	田沢湖町	50	48					47	1
特養	峰山荘	協和町	80	80					80	
特養	福寿園	(事務組)	50	50					49	
特養	真木苑	(事務組)	50	50					50	
特養	真昼荘	(事務組)	50	50					50	
特養	沖がとーまいきいきの郷	(広域圏組)	50	50					1	49

特養	すこやか横手	(広域圏組	50	50						50		
特養	雄水苑	(広域圏組	50	50						50		
特養	白寿園	(広域圏組	100	100				3	7	85	9	
特養	憩寿園	(広域圏組	54	54						53	1	
特養	鶴寿苑	(広域圏組	50	50						47	3	
特養	サングリーンゆざわ	(広域圏組	50	50							50	
特養	健寿苑	(広域圏組	50	50							50	
特養	平成園	(社福)	50	50							50	
特養	松喬苑	(広域圏組	85	85							85	
特養	幸寿苑	(広域圏組	50	50							50	
特養	シャインビアみなせ	(広域圏組	50	50							50	
	特 養 計		4,347	4,342	860	424	1,190	524	655	339	353	1
軽費 A	大野台エコーハイツ	鷹巣阿仁広	50	49	40	3	3					3
軽費 A	だいせん	(社福)	50	50	1	1	41	3		1		3
軽費 B	幸風荘	(広域圏組	30	14	1		6	5	1		1	
ケアハウス	大館市ケアハウスほうおう	大館市	50	39	39							
ケアハウス	ケアハウスさわやか寮	(社福)	15	14	13							1
ケアハウス	ケアハウスきみまち	(社福)	15	13		13						
ケアハウス	ケアハウスやすらぎ	(社福)	15	14		9	2					3
ケアハウス	弥生が丘	(社福)	15	15			15					
ケアハウス	ウエルハウス御所野	(社福)	100	100			93	2	1	2		2
ケアハウス	ケアハウス大地	(社福)	15	15			14					1
ケアハウス	ケアハウスいこいの里	(社福)	15	15			15					
ケアハウス	ケアハウスたかおかの杜	(社福)	15	15			15					
ケアハウス	ケアハウス和幸苑	(社福)	15	15			14					1
ケアハウス	ケアハウス花の家	雄和町	15	11			10					1
ケアハウス	ケアハウス夢の木	(社福)	15	13				13				
ケアハウス	ケアハウス西施苑	(社福)	15	14		1		12	1			
ケアハウス	ケアハウスみらい	(社福)	15	14			1	12				1
ケアハウス	ケアハウス白百合苑	由利町	15	13			1	10			1	1
ケアハウス	ケアハウスかみおか	(事務組	15	11					10		1	
ケアハウス	ケアハウスのぞみ荘	中仙町	15	13			2		9			2
ケアハウス	ひまわり荘	(事務組	15	15			2		9	2		2
ケアハウス	ケアハウスすこやか横手	(社福)	15	14						14		
ケアハウス	南部総合エリア軽費老人ホーム	秋田県	50	49	1		5	4	7	24	7	1
ケアハウス	皆瀬村軽費老人ホームケアハウス	(広域圏組	15	15						2	13	
	軽 費 計		600	550	95	27	239	61	38	45	23	22
	県 計		6,012	5,952	1,180	555	1,700	692	819	519	466	25

(入所措置状況報告書 平成11年10月1日現在より)

(社福): 社会福祉法人 (組合): 養護老人ホーム組合

(広域圏組合): 広域市町村圏組合 (事務組合): 仙北一部事務組合

以上のことから、意見をまとめると以下のようになる。

- ① 大規模施設の運営については、設置当初の収支は検討されているものの、中・長期的に設置後の維持運営費がどの程度かかり、どの程度利用料で賄えるのか等、計画と実績の乖離を分析し、施設運営等に反映させていくべきである。

② 居住施設とコミュニティセンター等の施設との稼働率にばらつきがあるなかで、南部エリアの建設から始まって約10年間にわたって整備された3つのエリアは、ほとんど同じような施設の構成から成り立っている。基本的には、同じ構想に基づき建設されたものと推定されるが、先行施設のモデル的役割がほぼ達成されつつあったなかで、後続の施設の計画変更も含め、事業遂行についてより慎重な検討が必要であったものと思われる。

今後、新たな施設の計画及び建設に当たっては、社会経済的变化に即応した柔軟な対応が望まれる。

2. 総合型福祉施設の意義

(1) 世代間交流の場としてのエリア

県の説明によれば、これら3箇所のエリアは複合的施設のモデルとして、県下の市町村に対して先導的な役割を有するものであり、このような総合方式による福祉施設の整備は確実に市町村に浸透し、また、福祉のノウハウを伝達する効果があったとのことである。

事実、各エリアは、多くの世代が利用できる施設を備えており、利用者数は当初予想を下回るものの、広い世代の利用があることは間違いない。施設視察時も、入浴後休憩室で休息を取る客、屋内広場で遊ぶ親子が見受けられた。

このような総合型福祉施設の意義の一つは、当初目指されていたとおり、入居者が入居施設以外の施設を利用して活性化する、或いは地域の住民が利用することにより、入居者をはじめとする老若の世代間交流の場となることと思われる。

そのような構想からすれば、施設入居者がどのように生き生き学園、生きがい生産施設、スポーツ施設等を利用しているか、また、イベント等に参加したかについて、個人別に記録しフォローする体制が、入居者の活性化にも、また施設等が有効活用されているかどうか知る上でも必要と思われる。しかし、入居者個人別の教室履修やイベント参加の記録は、県が居住施設を有している南部エリアでも取られていない。

入浴施設、生きがい創作館、生き生き教室等、さまざまな世代が利用可能な施設や催しが提供されたとしても、それが必ずしも世代間交流を保障するわけではない。

一方、市町村により入浴施設やスポーツ施設等が整備されるにつれ、それと競合する福祉エリアの施設利用者数が伸び悩む傾向にあるという事実からしても、入浴施設やスポーツ施設を利用する人は、その利用のためだけに入場している可能性もあり、これらの施設等が世代間交流のためにどの程度有効に活用されているのかについては明確ではない。

世代間交流の場としての福祉総合エリアの有効性は、各施設別の入場者数だけでなく、各施設の相互利用、或いは世代間の交流の実績及び効果に着目して判断することが必要である。

(2) 地域ネットワークの中心としてのエリア

「あきた21総合計画」においては、現在は福祉に対するニーズが市街地化する傾向を踏まえ、「身近で気軽に利用できる福祉サービスの提供」が施策として掲げられており、施策目標としては、コンビニ型保健福祉サービス拠点施設、施設介護福祉サービスの提供、ホームヘル

パーサービスの提供、生活支援型施設の供給等が掲げられている。

この施策の基本となる考え方は、住民にとって身近な市町村が直接の福祉サービスを提供することを原則とし、県はそれに対して補助を行うという役割分担の考え方である。

当初より総合福祉エリアの機能として目指されたものは、まさにこのような地域福祉施設とのネットワークを形成し、その中心として機能することであり、高いノウハウの提供と先進的なサービスの指導であったものと思われる。事実、基本計画には、「エリアのサービス機能を末端まで波及させ、地域の特性を生かしたきめ細かいサービスを提供するため、適正なサービス圏を設定し、その圏域内の広域交流センター、各老人福祉施設、公民館等を活用して、サービスの地域ネットワークを形成する。」と記載されている。

現時点では、総合福祉エリアの「公の施設」としての目標は利用者人数が第一に掲げられ、それとは別個に、その他の福祉施策について県の補助により市町村の設置する拠点数や提供数等が目標として上げられているが、基本計画の目指す姿は、後者に含まれる「特別養護老人ホームリハビリ強化事業」、「ヘルパー講習「出前」事業」等の推進において、エリアがその中心となり、指導的役割を果たすことであったはずである。

今後の総合福祉エリアの有効活用のためには、「地域ネットワークの中心となる拠点」としてエリアが実施すべき業務を捉え直し、地域施設との連携体制整備を事業目標とする必要があると思われる。

3. 生きがい農園について

南部エリアの施設の一つである「生きがい農園」は、老人の生きがい感を高める生産・創作の拠点として位置付けられ、「南部シルバーエリアのしおり」等で、設置主体は「県」、運営主体は「事業団」とされている。県は、この農園で使用される種子代等も、事業団に対する委託費の積算に入れている。

実際には、この土地は大森町の所有であり、県が事実上一部を借り受け、入居者に提供していたが、入居者の高齢化により、入居者が自ら耕作しなくなっていたとのことである。

現地視察時点では、水はけを良くするための土壌改良工事中であった。この工事は、大森町が農林水産省から補助金を受け、実施主体となっている。

このように、公表資料において「事業主体は県」と記載されていた要因としては、県の「生きがい農園事業」のために町所有の農園を利用することについて、県と町との間の契約等、明示的な取り決めはなく、これまで事実上の了解があったという前提で使用していたことが挙げられる。

この点については、今後、町は、広く農園を開放する一方で、一部をエリア（県施設の入居者）にも使わせるという可能性があるため、使用料、貸付期間、現状回復義務、費用負担（どこまで町が負担し、どこからエリアが負担するかなど）を明確に県と町との間で取り決めておくことが望ましい。

また、生きがい農園は県の施設ではないため、この農園における「生きがい農園事業」実施の委託は、事業団との「委託契約」上、明示的にされていない。

すなわち、「県立施設以外での入居者の活動」に関する事業が、契約にある「（県立施設の）管理運営」という条項で包含されているとは読めない。「生きがい農園事業」を事業団に委託す

るのであれば、これを含むような条項にすることが適切と思われる。

3. 平成12年度の行政コスト計算書

3箇所福祉エリアそれぞれの運営に係る行政コストを試算した結果は以下の表のとおりである。それによると、南部、中央及び北部エリアの使用料及び手数料を控除した純行政コストは、それぞれ、488百万円、458百万円及び280百万円と試算された。また、中央及び北部におけるコミュニティセンター等の利用者1人当たりの行政コストは、それぞれ3,467円、3,931円と試算された。

なお、南部エリアについては、固定資産等をコミュニティセンター等と居住施設とに合理的に分けることができなかつたので、1人当たりの行政コストは算出していない。

(単位：千円)

摘要	金額		
	南部福祉エリア	中央福祉エリア	北部福祉エリア
I. 人にかかるコスト	1,194	1,194	1,194
(直接人件費)	—	—	—
人件費	—	—	—
退職給与引当金繰入等	—	—	—
(間接人件費) ※1	1,194	1,194	1,194
人件費	1,092	1,092	1,092
退職給与引当金繰入等	102	102	102
II. ものにかかるコスト	568,872	325,284	220,638
物件費	—	—	—
維持補修費	7,772	—	—
減価償却費	85,940	128,842	71,342
委託費	475,159	196,441	149,295
III. 移転的なコスト	—	—	—
IV. その他	30,086	181,615	80,986
公債費 (利子分のみ)	30,086	181,615	80,986
A. 行政コスト計 (I～IV)	600,153	508,094	302,819
(うち、委託料に含まれる人件費)	270,866	74,397	66,068
収入項目 (使用料・手数料等) ※2	111,684	49,124	22,182
B. 収入計	111,684	49,124	22,182
純行政コスト (A-B)	488,468	458,969	280,636

利用者数（人）	—	132,381	71,394
利用者1人当たりコスト（円）	※3 —	3,467	3,931

※1 間接人件費は、県庁で勤務する職員に係る人件費で、3つのエリアに均等に発生していると仮定している。

※2 南部エリアに関しては、養護老人ホームの措置費分を含まない。

※3 南部福祉エリアは、居住施設も含んでいるため、「利用者1人当たりコスト」を計算していない。

11. 秋田県花き種苗センター

1. 花き種苗センター開設時の収支計画について

開設当初の中・長期（5～10年程度）収支計画書が保存されていない。設置当初の収支は検討されているものの、中・長期的に、計画と実績の乖離を分析し、爾後の運営に役立てることは極めて重要である。

2. 花き種苗の原価計算について

花きの原価算定には、温室の減価償却費と育苗担当職員の人件費が含まれていない（臨時職員の人件費は含まれている）。花き種苗の価格が政策的に決定される場合であっても、企業会計的思考を導入し、これらの費用も含めた単位当たりの発生コストは把握しておくべきである。

3. 平成12年度の行政コスト計算書

（単位：千円）

摘要	金額
I. 人にかかるコスト	113,960
（直接人件費）	113,691
人件費	108,514
退職給与引当金繰入等	5,177
（間接人件費）	269
人件費	255
退職給与引当金繰入等	13
II. ものにかかるコスト	264,675
物件費	82,334
維持補修費	2,484
減価償却費	158,653
委託費	21,203

Ⅲ. 移転的なコスト	—
Ⅳ. その他	70,167
公債費（利子分のみ）	70,167
A. 行政コスト（Ⅰ～Ⅳ）	448,804
収入項目（使用料・手数料等）	39,814
B. 収入計	39,814
純行政コスト（A－B）	408,990

12. 秋田県青少年交流センター（ユースパル）

1. 建設当初の利用目標

研修室・会議室及び体育施設についての当初の利用目標 5 万人に対して、利用実績は平成 11 年度 65,410 人、12 年度 80,097 人と当初目標を達成している。なお、当初目標の数値は、ユースパル開設前の青年の家と（旧）青年会館の閉鎖直前の利用者合計数約 5 万人から設定されたものである。

宿泊施設の当初目標は、青少年団体利用者 14,000 人、一般利用者 7,000 人の合計 21,000 人と設定されていた。これに対して実績数は、平成 11 年度 17,151 人、平成 12 年度 19,957 人であり、まだ目標数には届かないものの比較的順調な推移と考えられる。

現有の施設をさらに有効利用するためには宿泊施設の稼働率を上げる必要があり、このためには一般利用者を増やす必要があるが、青少年教育振興という施設の目的から乖離してしまうという矛盾をはらんでいる。

本来の目的である青少年団体の利用割合は、平成 11 年度から 12 年度にかけて約 76%から約 67%へと 10%近く減少している（「1. 施設の概要（7）」参照）。この問題に対し、学校に週休二日制が導入されたことに伴い、学校休曜日における生徒のユースパルの利用を促進する方策を採るなどして、青少年団体の利用割合を高める必要がある。

2. 青年会館に対する委託契約の問題点

① 職務分掌

ユースパル施設内では、2 階にフロント及び青年会館の事務室、3 階には県の事務室があり社会教育主事 4 人、総務課職員 2 人、所長・副所長各 1 人の 8 人県職員が常勤している。

県が管理する業務は、会議室、研修室及び体育館である。条例第 3 条は、研修室、会議室、体育館を「使用しようとする者は、秋田県教育委員会の許可を受けなければならない。」と規定している。現実には、利用者はフロントで施設の申込や料金の支払いを行うが、このフロン